

# 資料4

平成16年1月29日  
農 林 水 産 省

## 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

家畜伝染病に指定されている高病原性鳥インフルエンザの発生があった。なお、国内では1925年の発生以来、79年ぶりの発生となる。

### 1 発生の概要

所在地：山口県阿武郡阿東町

発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34,640羽）

### 2 発生の経過

- (1) 平成16年1月11日、管轄家畜保健衛生所から山口県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、1月12日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。
- (2) 引き続き、動物衛生研究所において、死亡鶏等の病性鑑定を行っていたところ、1月13日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。
- (3) 1月20日には、動物衛生研究所より、遺伝子解析の進捗状況として、
  - ① ウイルスは鳥由来のものと判断されること、
  - ② 香港で鳥から本病に感染した人から分離されたウイルス株とは異なっていると判断されること、
  - ③ 今後、韓国やベトナムのウイルスとの比較等を行っていく予定であることとの報告があった。

### 3 防疫対応の状況

- (1) 初動防疫措置として、発生農場について既に部外者の農場への立

入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施している。

- (2) さらに、発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を講じているところである。このうち、発生農場の防疫措置については、1月21日に完了した。

※ 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、

当面、発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

- (3) 1月15日には、専門家による会合（家きん疾病小委員会）を開催し、以下のような助言をいただいたところである。

① まん延防止措置等については、

ア 当面、防疫マニュアルに沿ったまん延防止措置を徹底すること

イ 清浄性確認は臨床症状の有無を基本に実施すること

ウ ワクチンの使用については、現状では適切でないが、万一、発生が拡大した場合等に備えその備蓄を検討すること

② 感染経路の究明については、引き続き、疫学関連農場等の調査等を進めること 等

#### 4 その他

- (1) 生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているものの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。

(2) 厚生労働省においては、

① 食品を摂取することによる人への鳥インフルエンザ感染はこれまで報告されていないが、山口県と協議して、念のため、当該施設から出荷された鶏卵について自主回収を行うよう事業者を指導、

② また、諸外国では生きた鳥との接触により人に感染した事例が報告されていることから、殺処分を行う者等に対する感染防御等の徹底を各都道府県に指示、

③ 鳥又は人への感染が確認されている市場への立入りを控える旨の注意喚起の実施を検疫所に対して指示、などの措置を講じている。

## 高病原性鳥インフルエンザとは

### 1 本病の特性

(1) 鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウイルスが変化して死亡率が高くなる可能性のある特定のウイルスのものをいう。

鶏、あひる、七面鳥、うずら等が感染し、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等を呈する。

鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排せつ物等を介しても感染する。

(2) 生きた鳥との接触等により、人に感染した例が知られているもの、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。

### 2 発生状況

(1) これまで、香港、中国、米国、ドイツ、韓国等世界各地で発生している。日本では、1925年以來発生はない。

(2) 1997～98年に、香港で人の感染が報告されたことから大きく注目。

## 高病原性鳥インフルエンザに係る輸入検疫措置

### 1 現在、輸入停止措置を講じている国等

- (1) 香港 : H13(2001) 5/18 ~
- (2) マカオ : H13(2001) 5/24 ~
- (3) 米国の一部\* : H14(2002) 1/12 ~
- (4) イタリア : H14(2002) 10/23 ~
- (5) 韓国 : H15(2003) 12/12 ~
- (6) ベトナム : H16(2004) 1/9 ~
- (7) 台湾 : H16(2004) 1/15 ~
- (8) タイ : H16(2004) 1/22 ~
- (9) インドネシア : H16(2004) 1/25 ~
- (10) カンボジア : H16(2004) 1/25 ~
- (11) ラオス : H16(2004) 1/27 ~
- (12) パキスタン : H16(2004) 1/27 ~
- (13) 中国 : H16(2004) 1/27 ~

○ 停止対象品目

- ・ 生体 (鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう)
- ・ 上記動物由来の肉、臓器及びこれらの製品
- ・ 卵及び卵製品 等

(注) 米国については、発生州単位での輸入停止措置を講じているところ。(現在、コネチカット州及びロードアイランド州が停止中)

### 2 過去 (H14(2002)~H15(2003)) に輸入停止措置を講じた国 (すでに停止措置は解除)

- (1) チリ : H14(2002) 6月 ~ H15(2003) 2月
- (2) オランダ : H15(2003) 3月 ~ H15(2003) 8月
- (3) ベルギー : H15(2003) 4月 ~ H15(2003) 9月
- (4) ドイツ : H15(2003) 5月 ~ H15(2003) 8月
- (5) デンマーク : H15(2003) 9月 ~ H15(2003) 12月

平成16年1月27日  
農 林 水 産 省

中華人民共和国からの生きた家きん等の一時輸入停止措置について

- 1 本日、中華人民共和国政府から、同国において高病原性鳥インフルエンザ（血清亜型H5N1）の発生があった旨の情報提供があった。
- 2 このため、同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、中華人民共和国産の生きた家きん・家きん肉等の輸入については、本日より一時停止することとし、関係機関に通知したところである。  
なお、当該輸入停止措置については、同国における同病の清浄性が確認されるまでの間、継続することとしている。

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先

消費・安全局 衛生管理課  
国際衛生対策室 国際検疫班  
代表：03-3502-8111  
（内線 3191,3192）  
直通：03-3502-8295  
担当：辻山、渡邊